

大竹市地域公共交通活性化協議会事務局規程

平成 20 年 3 月 25 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規定は、大竹市地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)第 11 条の規定に基づき、大竹市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事。
- (2) 協議会の資料作成に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第 3 条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、大竹市市民生活部市民課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、大竹市の職員をもって充てる。

(専決事項)

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(文書の取扱い)

第 5 条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、大竹市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第 6 条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、大竹市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年3月25日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	形 状	書 体	寸 法 (ミリメートル)	用 途	個 数	管 理 者
大竹市地 域公共交 通活性化 協 議 会 会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 大 竹 市 地 域 公 共 交 通 活 性 化 協 議 会 会 長 之 印 </div>	れい書	21 × 21	会長名を もって発 する文書	1	事務局長